五　法第三十条において準用する漁業法第五十四条第二項又は同法第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

（削る。）

（許可証の返納）

第十六条　（略）

（削る。）

（許可手数料）

第十七条　法第三十条において準用する漁業法第百七十五条第二項の手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって納めるものとする。

2　手数料の額は、次のとおりとする。

一　法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請	四千四百五十円
二　法第三十条において準用する漁業法第四十七条の規定による変更の許可の申請	二千二百円
三　第十三条の許可証の書換交付の申請及び第十四条の許可証の再交付の申請（届出養殖業の届出）	八百五十円

第十八条　届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、同項に規定する事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　養殖場の届出番号
三　変更の内容
四　変更の理由
五　変更があった年月日

4　法第二十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　養殖場の届出番号
三　廃止の理由
四　廃止した年月日
五　法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。
六　内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）第二条第四項の規定による届出があったとき。

（許可証の返納）

第十二条　（略）

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の準用）

第十三条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五条の二、第五条の三及び第十条の規定は、許可について準用する。この場合において、同令第五条の二第一項第三号及び第四号並びに第十条中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と読み替えるものとする。

（許可手数料）

第十四条　（新設）

法第三十条において準用する漁業法第百三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。

一　法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請	四千四百円
二　法第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定による変更の許可の申請	二千二百円
三　第九条の許可証の書換交付の申請及び第十条の許可証の再交付の申請（届出養殖業の届出）	八百五十円

第十五条　届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　（略）

3　法第二十八条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第四号又は別記様式第五号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）